

問題 1. 外為法第 1 条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。下線部分は正しい。○

問題 2. 外為法第 25 条第 1 項中の政令とは、「外国為替令」のことである。○

問題 3. 輸出令別表第 1 の 4 の項及び外為令別表の 4 の項は、ミサイル関連資機材を規制するワッセナー・アレンジメントに基づく規制である。下線部分は正しい。×

問題 4. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社の指導は求められていない。×

問題 5. 輸出令別表第 1 の 6 の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第 1 の 6 の項に該当する貨物という意味である。○

問題 6. 輸出令第 5 条第 1 項により、税関は、経済産業大臣の指示に従い、外国や非居住者に技術を提供しようとする居住者が役務取引許可を受けていること、若しくは役務取引許可を受けることを要しないことを確認しなければならないと規定している。×

問題 7. 特別一般包括許可の申請は、経済産業省（本省）にある安全保障貿易審査課に行うことになっている。×

問題 8. 横浜にあるメーカー A は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項に該当する遠心分離機 1 台を、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、韓国にあるメーカー B に輸出した。この場合、メーカー A は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも5 年間保存しなければならない。下線部分は正しい。×

問題 9. 外為法等遵守事項では、通関時の事故が発生した場合には、輸出管理部門に報告することとされている。○

問題 10. 外為法第 55 条の 10 の輸出者等遵守基準の施行に伴い、日本から貨物を輸出する全ての輸出者は「輸出管理内部規程」を整備し、経済産業省に届け出ることが法的な義務となった。下線部分は正しい。×

問題 11. 大阪にあるメーカー A は、台湾の企業 B から輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する電子部品の注文を受けた。用途が戦車製造の場合、輸出許可申請が必要である。なお、台湾は輸出令別表第 3 の 2 の地域ではない。×

問題 12. 東京にあるメーカー A は、シンガポールの警察から、輸出令別表第 1 の 9 の項（7）に該当する暗号通信装置 5 台を総額 700 万円で受注した。用途は、パトロール用の警察無線に用いられるものであることがわかっているが、この場合、メーカー A は、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて直ちに輸出することができる。×

問題 13. 外為法等遵守事項では、営業を統括する営業部長が取引審査の最終判断権者となり、疑義ある取引の遂行を未然に防止することを求めている。×

問題 14. 東京にあるメーカー A は、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する反応器 X について、輸出許可を取得し、シンガポールにあるメーカー B に輸出した。2 年後に故障し、修理のため、反応器 X を日本に戻し、壊れた箇所を 10 万円で修理し、メーカー B に当該反応器 X を再輸出する場合、無償告示の要件を満たすので、輸出許可は不要である。○

問題 15. 技術の該非判定を行う場合は、①輸出令別表第 1、②貨物等省令、③役務通達の 3 つの法令をチェックすればよい。×

問題 16. 東京にあるメーカーAの営業担当者Xは、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する無線通信装置(価額80万円)1台をニューヨークで開催される展示会に出品する予定である。この場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。なお、輸出令別表第1の9の項(7)は、告示貨物ではない。○

問題 17. 東京にあるX大学のA教授は、来週ベルギーで行われる学会で、外為令別表の2の項に該当するレーザー技術について、講演を行う予定である。この学会には、20ユーロの参加費を払えば、誰でも参加できるので、北朝鮮やイランの科学者も参加する予定である。この場合、A教授は事前に役務取引許可を取得する必要はない。○

問題 18. キャッチオール規制の規制対象地域は、リスト規制と同じく全地域である。下線部分は正しい。×

問題 19. 外為法では、輸出許可が必要な1億円の炭素繊維を不正輸出した場合、不正を行った輸出者に対して、5億円までの罰金を科すことができる。○

問題 20. 大阪にあるメーカーAは、来週、東京にあるEU加盟国であるB国大使館で、外為令別表の9の項(1)に該当する技術について、B国大使を含む大使館関係者に口頭で説明する予定である。この場合、メーカーAは、事前に役務取引許可を取得することは不要である。×

問題 21. 東京にある貿易会社Aは、大阪にある電機メーカーBから、輸出令別表第1の16の項に該当する合金を10トン購入し、香港にあるメーカーCに輸出する予定である。この場合、香港は、ホワイト国であることから、キャッチオール規制については、規制の対象外なので、需要者や用途を確認する必要はない。×

問題 22. 神戸にある貿易会社Aのシンガポールにある現地法人Bは、香港にあるメーカーCから輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維を10トン購入し、ドバイにあるメーカーDに販売する仲介貿易取引の契約をしようとしたところ、メーカーDより、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、貿易会社Aは、仲介貿易取引許可申請は不要である。○

問題 2 3. 本邦にある企業が外国ユーザーリストに掲載されている企業・団体に輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する製品を輸出する場合、たとえ民生用途であることが明確であっても、大量破壊兵器製造の懸念があるので輸出許可申請が必要である。×

問題 2 4. 輸出令別表第 3 は、いわゆる懸念国とされる国や地域で、現在は、イラン、イラク、北朝鮮の 3 ヶ国である。×

問題 2 5. 輸出許可申請に必要な契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが求められている。○

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の(別紙1)に記載されている。

平成28年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第35回)

(STC Associate)試験問題